

多重債務問題をめぐる現状について

(関連指標)

- 5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たり残高金額
- 市区町村の多重債務相談窓口設置状況
- 地方自治体の多重債務相談窓口における相談件数の推移
- 「多重債務」に関する消費生活相談の概況
- 多重債務が原因とみられる自殺者数

(参考)

- ・自殺総合対策大綱(見直し後の全体像)
- ・「地域自殺対策緊急強化基金」の概要
- ・平成19年以降の自殺死亡率の変化と「自殺の原因・動機」別寄与度

金融庁 / 消費者庁 / 内閣府(自殺対策推進室)

5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たり残高金額

	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	22年 3月末	23年 3月末	24年 3月末	25年 3月末	26年 3月末	26年 9月末
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	171	118	73	84	70	44	29	17	16
(参考) 3件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	443	378	319	374	331	257	211	159	151
1人当たり残高金額【万円】	116.9	106.6	95.7	79.7	67.1	59.0	54.8	52.6	52.4

(出典) (株)日本信用情報機構

(注) 平成21年3月末までは全国信用情報センター連合会(現(株)日本信用情報機構)の情報。平成22年3月末以降は(株)日本信用情報機構の情報並びに同社と合併した(株)テラネット及び(株)シーシービーの情報に基づくもの。

市区町村の多重債務相談窓口設置状況

	20年 3月	21年 3月	22年 3月	22年 9月	23年 3月	23年 9月	24年 9月	25年 9月
多重債務相談 窓口が設置され ている市区町村 数 【市区町村】	1,515	1,619	1,626	1,627	1,625	1,653	1,660	1,711
多重債務相談 窓口が設置され ている市区町村 の割合 【%】	84	90	91	92	93	95	96	98

(出典)金融庁・消費者庁・総務省「地方自治体における多重債務相談状況アンケート調査」

(注)平成23年3月現在及び9月現在の調査対象市区町村数は、全市区町村のうち震災の影響により調査を実施しなかった福島県内の9市町村を除いた数(23年3月:1,743市区町村、同年9月:1,738市区町村)。

地方自治体の多重債務者相談窓口における相談件数の推移 (地方自治体における多重債務相談状況調査結果より)

都道府県・市区町村における相談状況の特色

(1) 相談件数の合計

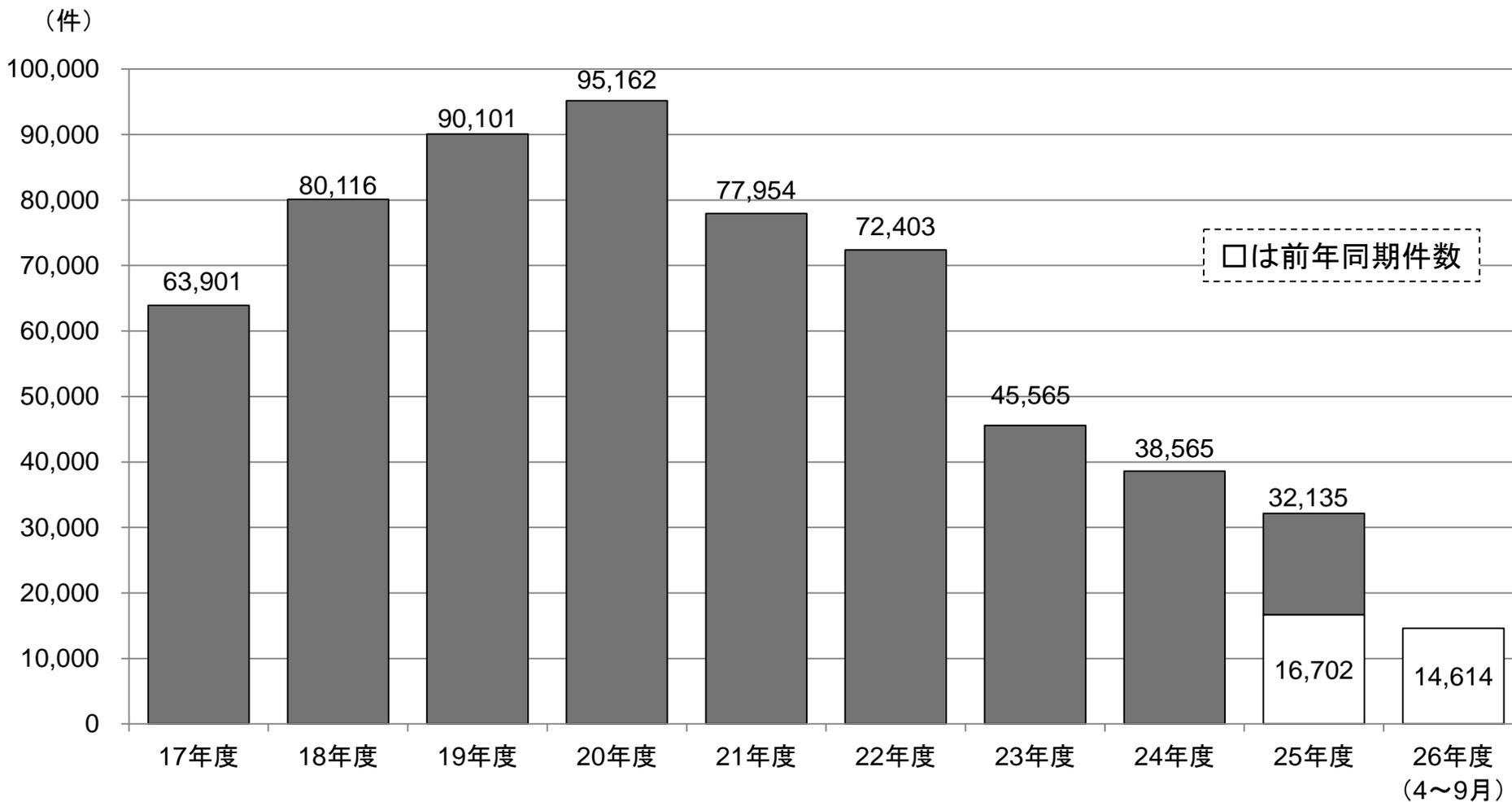
・都道府県・市区町村とも減少傾向にある。ただし、その減少割合については、都道府県受付分に比べ、市区町村受付分は相当程度小さい。

(2) 対面・電話別の相談件数

・都道府県においては、電話による相談が、一貫して対面による相談の2倍以上の件数となっている。
 ・これに対し、市区町村においては、対面による相談が常に電話による相談を上回るとともに、その減少割合も電話による相談と比べ緩やかである。

	平成20年度 4月～9月	平成20年度 10月～3月	平成21年度 4月～9月	平成21年度 10月～3月	平成22年度 4月～9月	平成22年度 10月～3月	平成23年度 4月～9月	平成23年度 10月～3月	平成24年度 4月～9月	平成24年度 10月～3月	平成25年度 4月～9月	平成20年度 4月～9月比
都道府県	24,871	24,989	19,393	16,504	15,504	15,146	9,920	8,937	7,630	7,456	6,357	(▲74.4%)
うち 対面	7,678	7,947	6,221	5,064	4,327	4,202	2,813	2,533	2,103	2,124	1,827	(▲76.2%)
うち 電話	17,193	17,042	13,172	11,440	11,177	10,944	7,107	6,404	5,527	5,332	4,530	(▲73.7%)
市区町村	42,846	43,245	39,354	36,599	36,316	35,554	23,885	21,456	20,663	18,621	17,557	(▲59.0%)
うち 対面	22,908	23,825	22,595	20,794	21,818	19,896	14,306	12,670	12,122	11,178	10,322	(▲54.9%)
うち 電話	19,938	19,420	16,759	15,805	14,498	15,658	9,579	8,786	8,541	7,443	7,235	(▲63.7%)

1-1. 相談件数(受付年度別推移)

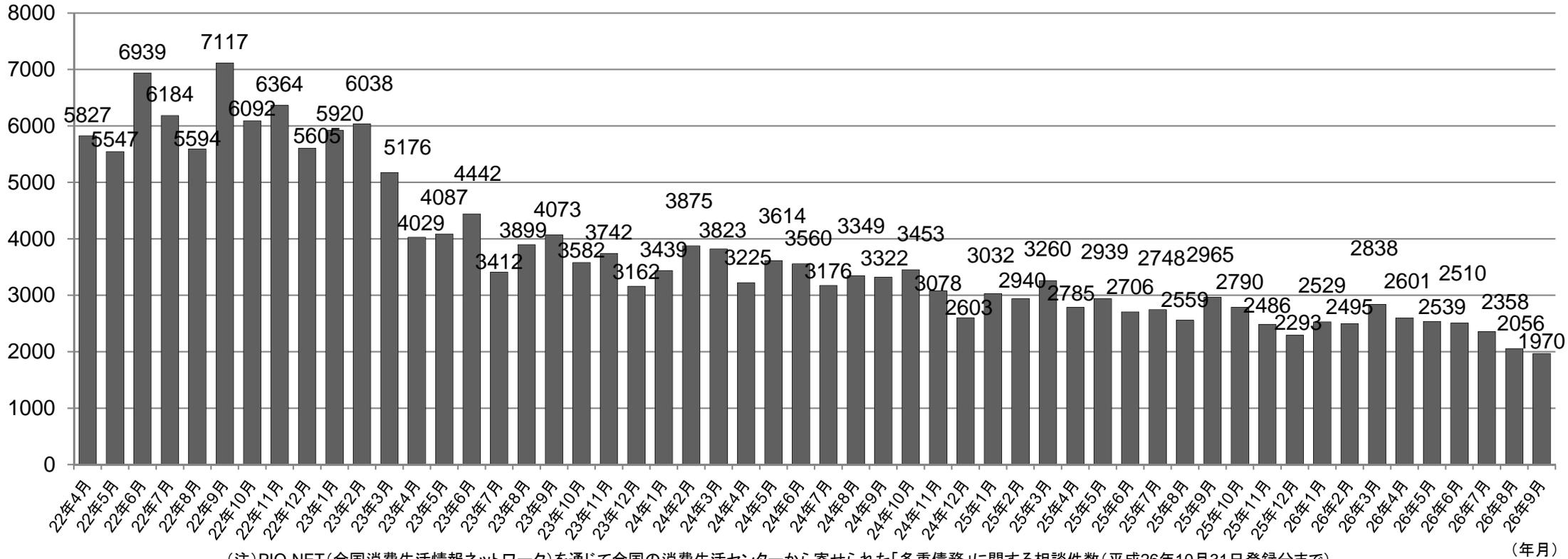


(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(平成26年10月31日登録分まで)。

「多重債務」に関する消費生活相談の概況

1-2. 相談件数(受付月別推移)

(件)



2. 相談事例

- ・夫の携帯に電話が2か月前からあるが夫が電話に出ないと話せないと言う。サラ金の催促らしい。対処法が知りたい。
- ・ギャンブルでサラ金等から借金をし、返済出来なくなった、債務整理を行い、生活を立て直したい。
- ・携帯電話に「サラ金で借金し困っていないか」と電話があった。現在サラ金3社で借金していることを話したら、サラ金の過払金請求を代行すると言われ、資料が送付された。書類を返送すべきか迷っている。
- ・13~4年前に孫の名義でサラ金からお金を借り、数回返済したがその後11年経過した。孫宛に催告書が届くがどうしたらよいか。
- ・数年前から数社から借り入れをして、債務の返済に困っている。どうしたらいいか、教えて欲しい。
- ・サラ金の返済と息子のローンの保証人で請求され給料を差し押えられ生活ができない。公営住宅の滞納家賃もある。債務整理をしたい。

多重債務が原因とみられる自殺者数

(人)

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	〔 19年比 〕
全自殺者数	33,093	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	(▲17.6%)
多重債務が原因とみられる自殺者数	1,973	1,733	1,630	1,306	998	839	688	(▲65.1%)

(出典)内閣府・警察庁統計

自殺総合対策大綱(見直し後の全体像) ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

(第1) はじめに

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものとする。

自殺総合対策の現状と課題：地域レベルの**実践的な取組**を中心とする自殺対策への転換

地域の実情に応じて、対策の有効性や効率性、優先順位などを検討し、国民一人ひとりに身近な地域において、それぞれの実情に応じたきめ細かな対策を講ずることが必要。

自殺総合対策における基本認識：
＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死＞
＜自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題＞
＜自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い＞

(第2) 自殺総合対策の基本的考え方

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
2. 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
3. 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
4. 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
5. 自殺の実態に即した施策を推進する
6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める
7. 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
8. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

(第3) 当面の重点施策

1. 自殺の実態を明らかにする
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
4. 心の健康づくりを進める
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する

(第4) 自殺対策の数値目標

○平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させることを目標とする。

(第5) 推進体制等

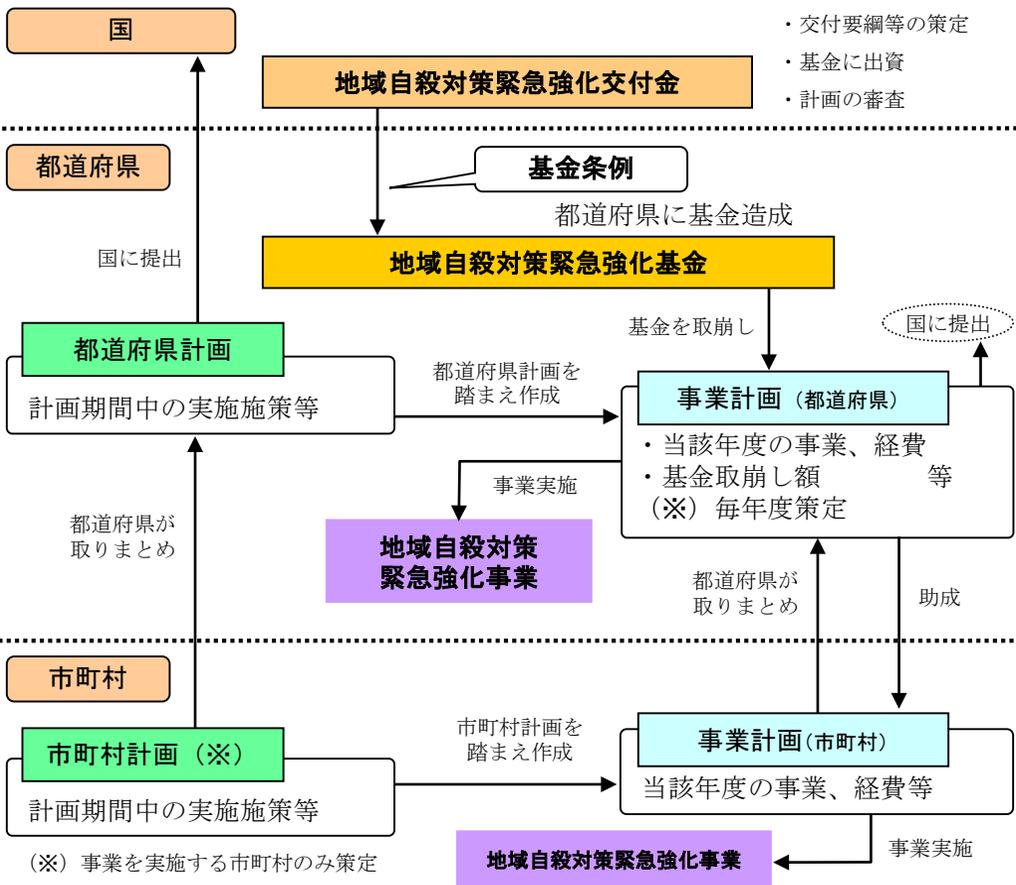
- 国における推進体制
- 地域における連携・協力の確保
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し
(おおむね5年を目途に見直し)

「地域自殺対策緊急強化基金」の概要

事業の概要

- 麻生内閣時、都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」(※)を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
 - 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
 - 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式
- (※) 予算額(平成21年度補正予算):100億円、補助率:10/10(地方負担なし)、時期:21年度から23年度までの3年間で実施
(平成23年度3次補正予算において、37億円積み増し。平成24年度1次補正予算において、30.2億円積み増し・25年度まで実施期限を延長。
平成25年度1次補正予算案において、16.3億円積み増し・26年度まで実施期限を延長。)

事業スキーム



事業メニュー

①対面型相談支援事業

関係行政機関や民間団体に専門家を活用した自殺対策のための「包括支援相談」(※)を実施するなど相談支援体制を強化
(※) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による失業、倒産、多重債務問題等の相談について、心の健康相談とともに実施

②電話相談支援事業

関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実

③人材養成事業

自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材(※)の養成
(※) 市区町村、精神保健福祉センター、保健所、ハローワーク、消費生活センター、民間団体の相談担当者等を養成

④普及啓発事業

国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施

⑤強化モデル事業

地域における自殺対策を緊急に強化するための事業(※)を実施
(※) ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、一時的避難場所(シェルター)の提供、遺族のための分かち合いの会の運営支援等、その他地方公共団体が独自に取り組む事業

(注1) 実際に行う事業内容は、都道府県が地域の実情を踏まえ、選択
(注2) 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外

平成19年以降の自殺死亡率の変化と「自殺の原因・動機」別寄与度 (平成26年版自殺対策白書より)

○平成22年から24年までの自殺死亡率低下の主要因の一つに、「経済・生活問題」による自殺者数の割合低下があり(上図)、その内訳をみると、「負債(多重債務)」のマイナスの寄与度が大きい。

(注)自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数

